

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年11月10日（令和7年（行個）諮問第294号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行個）答申第191号）

事件名：本人の療養補償給付請求に対する不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる5文書（以下、順に「対象文書1」ないし「対象文書5」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年5月2日付大個開第7－8号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人の特定又は推測につながる可能性があると考えられる一部の記載については省略する。

（1）審査請求書（添付資料は省略）

ア 開示請求後、200ページほどに及ぶ文書をいただきましたが、拝見できる部分がほとんどこちらサイドの文書で、何の意味もありません。黒く塗り潰されたページを見せてください。特に強制的に私に特定場所で特定作業をさせた、特定株式会社の言い分を見せてください。

真実を述べているなら、隠す必要は無いはずですよ。

不開示とした部分とその理由でありきたりの理由と法律で逃げていますが、そもそも特定株式会社が、ひとりの職員に負わせた被害から逃げて、診断を労働保険に振り、会社と労働保険会社がしっかりと調査もせずに問答無用で申請を却下した結果であるので、再度開示請求をされるのではないのでしょうか。とにかく納得ができるようにしていただきたく思います。

前回は、大阪労働局で間違った期限日を教示され期限に間に合わず、

請求を却下されましたが、今回は令和7年特定月日までと教示していただいたので、よろしくお願いします。

特定労働基準監督署は、なぜ、特定作業をしていた現場を調査しに行かなかったのか、会社側の言い分を最優先、真実を確認せずに、調査を放棄、さっさと不支給決定、こちらの落ち度を理由に挙げて、会社特定場所の作業は無関係、過去の判例や専門家の調査計算式の判定などもいっさいない状態での決定なので、納得がいかないのに、黒く文章などを隠しているところを見せて下さい。

労働保険料を払ってくれる側を守って、体を病んだ被害者を切り捨てたと、とらえます。

イ 審査請求、全部開示請求の理由

私は10年間勤めた特定株式会社からの不当解雇に抗議をして会社都合退職で令和3年特定月日で、退社することとなりました。しかし当時会社での作業内容により、特定疾病Aと特定疾病B、特定疾病Cを患い現在も特定病院に通いながら、令和4年特定月日の不支給決定通知に対して弁護士相談の元、審査請求、開示請求をしてまいりました。今回は一部開示から全部開示を求める請求です。この請求を求めるにあたって、特定業務作業の写真、照らし合わせる日報、証人である方の証言文給料明細コピー、共済金領収書コピーを送りますので、検証していただきたいと思います。

(中略)

厚生労働大臣殿、審査請求、開示請求全部開示をお願いします。

(以下、略)

(2) 意見書1 (審査請求書(上記(1))) とほぼ同じ内容であるため、省略)

(なお、添付資料も省略)

(3) 意見書2 (添付資料は省略)

ア 総務省に送る再度開示請求に対しての意見書

この開示請求を行うのは2度目で、1度目は2022年に開示請求を行い、2023年特定月日Aに調査結果復命書を受け取りました。しかし内容を確認すると50ページほどにおよぶ、全てが黒塗りで全く意味不明で不支給決定に対しての理解が得られないので調査結果復命書を受け渡しされた若い担当者はどう言う事ですか、と尋ねると、黒塗りのページを開示請求申請出来ると言われるので、とりあえず申請書類を受け取り、申請期日を尋ねると、調査結果復命書を受け取ってから3ヶ月以内と説明を受けました。要する2023年特定月日Bが期日と認識したのです。その後特定月日Cから就職が決まっており、研修、先任達などのやり残した事の後始末に追われて気がつけば、特定月日Bの期日が迫って来たので、私はもう一度確認のために大阪労働局開示請求の部署に

連絡をして、調査結果復命書を特定月日Aに受け取った日から3ヶ月が期日なのかと尋ねるとその方は少し待ってくださいと、わざわざ確認をとりに行ってから、特定月日Bが期日で特定月日Dまでに届くようにしてくださいと、説明を受けて急いで意見書の作成、特定作業の写真などを準備していましたが、とりあえず、申請書だけでも間に合うように速達便で送り後日、写真と意見書を送りましたが、厚生労働省から期日が2023年特定月日E、厚生労働省から調査結果復命書の受け取り方法の説明書を送った日が期日だと開示請求を却下されました。さて！これはいったいどういうことですか？私はたまたま電話やり取りを録音してましたが、どうしてくれますか！と大阪労働局特定部署Aに問いただすともう一度、一から開示請求を行なって欲しいと言うので、まったく面倒な話ですが、一から調査結果復命書を申請、再度開示請求を申請して今になります。

今回、改めて調査結果復命書を見える事によって気づいた事があります。それは特定疾病Cの調査結果復命書の中に特定株式会社と労働審判、いわゆる裁判前の特定株式会社側の弁護士とのやり取りを示した文書があります。これは特定所在地の大阪労働局特定労働基準監督署の特定個人Aが私の特定作業に関わる経緯を理解した上でこの弁護士とのやり取り文書を入れる事を承諾しましたがよくよく内容を確認して考えると、特定株式会社側の保身を含めた言い分ばかりで、内容を覆す文面などは入れてくれて無いようなので、これでは厚生労働省や総務省も私に対して誤解もされてしまうと思います。それから一部資料が抜けているみたいなので、これから一つ一つの内容に対して証拠などを提出して行くので、よろしくお願いします。

(中略)

今回いただいた書類内容では、事件と書かれていますが、事件なら、加害者と被害者に別れると思われそうですが、私は被害者に当たるのではないのでしょうか。調査結果復命書では、加害者側の言い分を守っているように思えます。

厚生労働省や総務省も法律を掲げていますが、例えば、情報公開、個人情報保護審査会設置法11条や法78条1項2号などの法律用語を述べていますが、これはお年寄りの方々には判断がしづらいですね。法律用語を使うと言う事は、法律に詳しい弁護士などを使えと言う事でしょうか。私なりに調べましたが、（不開示の例外、除外規定、の中で、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示をする事が特に必要である情報。）特例で開示出来るそうです。

(中略)

調査報告復命書の中に特定株式会社に特定場所で特定作業をさせられ

ている時に特定作業を手伝っていただいていた特定個人Bから本来なら特定作業を行うことにあたって、特定証明書を持った人物を責任者として配備しなくてはならないことを教えていただきました。要するに作業するに当たって（略）、塗料などの保管に関して絶対必要な処置、紛れもなく安全配慮義務違反である。その事を特定所在地の特定労働基準局の特定階Aの特定部署Bに特定個人Bと2人で説明しに行きました。

特定階Bの特定部署Cの特定個人Aにその事を説明して調書作成の時に特定個人Bの特定証明書のコピーを渡しましたが、調査報告復命書の中にその説明内容が何も記されていないように思われますが、どう言う事なのでしょう。

イ 特定労働基準局の特定個人Aへの、疑惑

（中略）

それまでの経緯を綴った書類内容文を読ませてもらいサインはしましたが、すべての調査結果復命書は見せて頂いてません。調査結果復命書を読ませていただいた結果、特定株式会社側に作業場であるガレージを調査した結果内容ありません。労働審判前の弁護士同士のやり取りで私の方の言い分資料はいっさい無く、特定株式会社側の偽った否定や拒否文、私が悪人のように特定株式会社側に仕立て上げられた内容文をそのまま厚生労働省に伝えられたと言う事です。その事を否定や覆した事などを示す文書などはいっさい無いようです。それに特定株式会社側弁護士作成の答弁書の一部が抜けているようです。これらは偽りで私の名誉を捻じ曲げられた内容文を他人に拡散された行為と取ってしまいます。

和解条項がつけられていますが、偽りを平気で語る人間は和解条項を認めた理由も保身と自身を美化した表現を語るもので有ろう。それゆえに私の名誉は傷つけられている疑いがあるので、よって特定株式会社側の弁護士の内容文を否定する証拠などの書類を送ろうと思いましたが、録音内容の証拠をメールで送っても開けてもらえないようなので、早急に優秀な弁護士に相談する事を決めました。

引き続き特定株式会社側の言い分、この事件に関わって来て内容を明かさな条件で意見を語った法人会社、本当の事なら何を隠す必要があるのかと思いますが、親兄弟でも、保身のために偽りを語るものです。

医師の意見の部分の開示請求は別に要らないです。

（以下、省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による修正部分を反映済み。）。

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求人は、開示請求者として、令和7年4月2日付けで、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が令和7年5月2日付け大個開第7－8号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年7月27日付け（同月29日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、文書番号5の②及び文書番号4の②の不開示部分は、労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。この情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の①及び文書番号4の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名が記載されており、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項3号イ及びロ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項3号イに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4（下線

部は当審査会で誤記を訂正)の③の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項3号イに該当する。

- (ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、文書番号3の①、文書番号4の④及び文書番号5の③の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていなかった情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、内容を開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないとされているものであるから、法78条1項3号ロに該当する。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、文書番号4の②及び文書番号5の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ア)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することを躊躇し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、文書番号3の①、文書番号4の④及び文書番号5の③の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていなかった情報であり、行政機関の要請を受けて、その内容を開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないとされているものであることは、上記イ(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、

法７８条１項７号柱書きに該当する。

エ 新たに開示する情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の④、文書番号２の①、文書番号４の⑤及び文書番号５の④は、法７８条１項各号のいずれにも該当しないから、新たに開示するのが妥当である。

オ 小括

上記アないしエのとおり、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法７８条１項各号該当性」欄に「新たに開示」とした表示した情報については、法７８条１項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法７８条１項各号該当性」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

４ 結論

よって、本件審査請求については、原処分における不開示部分について、法７８条１項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和７年１１月１０日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月１７日 審議
- ④ 同年１２月２６日 審査請求人から意見書１及び資料を收受
- ⑤ 令和８年７月２３日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月２８日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年８月３１日 審査請求人から意見書２及び資料を收受
- ⑧ 同年１０月６日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法７８条１項２号、３号イ及びロ並びに７号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、その一部（上記第３の３（２）エ）を開示するとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分前に、同労働基準監督署長の意見書（以下「署長意見書」という。）及び同労働者災害補償保険審査官による決定書（以下「決定書」という。）が審査請求人に送付済であるとのことである。

そうすると、審査請求人は、原処分前に、署長意見書及び決定書の各記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された署長意見書及び決定書の内容も踏まえることとする。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の４欄に掲げる部分）について

ア 通番２（文書番号１（調査復命書等）の５頁に限る。）、通番８及び通番１１の４欄に掲げる部分

当該部分は、（ｉ）特定労働基準監督署からの照会に対して特定健康保険協会が回答した審査請求人の診療報酬明細書等及び（ii）当該明細書等を引用し、又はその内容を基に作成した調査復命書の記載である。

当該部分は、審査請求人本人の受診歴等の情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号ロ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番２（文書番号１（調査復命書等）の５頁及び７頁の資料No. 15を除く。）及び通番４（文書番号３（事業場提出資料）の２２頁ないし２６頁を除く。）の４欄に掲げる部分

当該部分は、（ｉ）特定法人が提出した事業場提出資料の記載並びに（ii）当該資料名の記載を引用した調査復命書及び調査復命書に添付された資料一覧の記載である。

当審査会において、署長意見書及び決定書を確認すると、その一部には、当該部分の記載とほぼ同じ内容の記載が認められる。そうすると当該部分に記載された情報については、署長意見書及び決定書で既に審査請求人に対して明らかにされた情報であるといえる。また、事

業場提出資料の一部には、審査請求人が当事者である資料が含まれており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法７８条１項３号ロ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番２（文書番号１（調査復命書等）の７頁の資料No. １５に限る。）及び通番４（文書番号３（事業場提出資料）の２２頁ないし２６頁に限る。）の４欄に掲げる部分

当該部分は、（ｉ）特定法人が提出した事業場提出資料の記載及び（ii）調査復命書に添付された資料一覧に記載された当該資料名の記載である。

当該資料は、労災請求に係る調査に際し、法人から一般的に提出される文書であり、審査請求人の健康状況に関する情報が記載されていると認められる。なお、原処分において開示された審査請求人提出資料には、これと同種の資料が含まれている。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法７８条１項３号ロ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番３、通番６及び通番１０の４欄に掲げる部分

当該部分は、（ｉ）主治医意見書の記載並びに（ii）当該意見書を引用し、又はその内容を基に作成した調査復命書及び地方労災医員意見書等の記載である。

当審査会において、署長意見書及び決定書を確認すると、その一部には、当該部分の記載とほぼ同じ内容の記載が認められる。そうすると当該部分に記載された情報については、署長意見書及び決定書で既に審査請求人に対して明らかにされた情報であるといえ、また、当該情報がその部分に記載されていることも、開示されている部分の記載等から容易に推測可能であるといえる。

当該部分には、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれておらず、また、上記のような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められず、これを審査請求人に開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法７８条１項２号該当性

通番５及び通番９の開示維持部分は、（ｉ）主治医意見書に記載された主治医の署名、（ii）主治医意見書に添付された検査報告書に記載された特定医療機関の担当者の氏名、（iii）特定健康保険協会か

ら特定労働基準監督署長宛ての健康保険証による受診歴等について（回答）に記載された当該協会の担当者の氏名及び（iv）地方労災医員意見書に記載された地方労災医員の印影である。

当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法７９条２項による部分開示の余地もない。

なお、当該部分のうち、個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

さらに、地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成１７年８月３日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その印影まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法７８条１項３号イ該当性

通番１及び通番７の不開示維持部分は、（i）調査復命書に記載された特定時点における特定法人の労働者数及び（ii）特定健康保険協会から特定労働基準監督署長宛ての健康保険証による受診歴等について（回答）に押印された当該協会の印影である。

当該部分は、（i）特定法人の経営資源の規模を示す内部管理情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある、又は（ii）文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該協会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法７８条１項７号柱書き該当性

通番４（文書番号３の１６頁ないし２１頁を除く。）の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、特定法人が提出した事業場提出資料の記載であり、一般に公にしていない情報である。

当該部分は、これを開示すると、当該法人を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることと

なるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、同項 3 号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない部分

通番 4（文書番号 3 の 16 頁ないし 21 頁に限る。）の不開示維持部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）は、特定法人が提出した事業場提出資料に記載された審査請求人以外の個人の氏名等である。

当該部分について、諮問庁は、法 78 条 1 項 3 号ロ及び 7 号柱書きに該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人について記載された特定の個人に係る情報であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 78 条 1 項 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同項 3 号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項 2 号、3 号ロ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第 3 部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

特定労働基準監督署が令和4年特定月日付けで行った療養補償給付決定処分に係る実地調査復命書とその添付資料一式、番号、特定番号（特定疾病C）

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- （1）調査復命書等（対象文書1）
- （2）審査請求人提出資料（対象文書2）
- （3）事業場提出資料（対象文書3）
- （4）主治医意見書等（対象文書4）
- （5）労災医員意見書等（対象文書5）

別表

1 文書番号及び対象文書名		2 不開示を維持する部分等		3 通番	4 開示すべき部分	
		分類番号	該当部分 法 7 8 条 1 項 各 号 該当性			
1	調 査 復 命書等	①	1 頁 労働者数	3 号イ	1	—
		②	・ 2 頁、7 頁 不 開示部分 ・ 5 頁 健保照会 結果	3 号ロ、 7 号 柱 書 き	2	全て
		③	4 頁、5 頁 主治 医意見書引用部分	2 号、7 号柱書き	3	全て
		④	・ 5 頁 「3 医証 (3)」の標題 ・ 7 頁 メモ書き 部分	新 た に 開 示	—	—
2	審 査 請 求 人 提 出 資 料	①	3 0 5 頁 不開示 部分	新 た に 開 示	—	—
3	事 業 場 提 出 資 料	①	1 頁ないし 4 3 頁 不開示部分	3 号ロ、 7 号 柱 書 き	4	・ 1 頁 全て ・ 2 頁 全て（上か ら 1 つ目の枠内中、 左端列の上から 4 段 目 の 項 目 欄 を 除 く。） ・ 3 頁ないし 5 頁 全て ・ 6 頁 枠内中、左 端列の上から 2 段目 の項目欄 全て ・ 8 頁、1 0 頁ない し 1 5 頁 全て ・ 1 6 頁ないし 2 1 頁の各頁の（i）枠 外の左上の手書き部 分、（ii）表中、左

						から1列目の日付部分、3列目、12列目の日付部分及び14列目 全て ・22頁ないし43頁 全て
4	主治医意見書等	①	2頁、66頁、90頁 氏名	2号	5	—
		②	3頁 不開示部分	2号、7号柱書き	6	全て
		③	90頁 法人の印影	3号イ	7	—
		④	91頁ないし139頁 不開示部分	3号ロ、7号柱書き	8	全て
		⑤	72頁、87頁、88頁、141頁、143頁 不開示部分	新たに開示	—	—
5	労災医員意見書等	①	2頁、3頁 印影	2号	9	—
		②	3頁、6頁 主治医意見引用部分	2号、7号柱書き	10	全て
		③	6頁、7頁 項目9の本文	3号ロ、7号柱書き	11	全て
		④	6頁 項目9の標題	新たに開示	—	—

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
- 2 諮問庁が、新たに開示することとしている部分は、「法78条1項各号該当性」欄にその旨記載した。